

項 目	開示請求等の手数料
規定上の 変更点	条例で手数料の額を定めなければならない
分 類	①改正後の個人情報保護法において施行条例で定める必要があるとされている事項 (法第 89 条)

1 改正法の趣旨

開示請求をする者は、条例の定めにより、実費（※）の範囲内で、手数料を納めなければならない（法第 89 条）としている。

実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすることや、手数料を徴収しないこととすることも可能である。（ガイドライン 7-1-13）

また、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能である。（QA A5-7-2）

※ 「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等が含まれる。

2 本市の現行制度

手数料は徴収していない（条例の規定なし）。

個人情報記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない（現行条例第 27 条）としている。

○ 写しの作成に要する費用

公文書の種別	写しの作成に要する費用の額
文書又は図画	用紙 1 枚につき 10 円（カラーの場合 20 円）
マイクロフィルム	用紙 1 枚につき 10 円
電磁的記録	用紙 1 枚につき 10 円（カラーの場合 20 円）
	CD-R1 枚につき 100 円
	DVD-R1 枚につき 120 円

○ 送付に要する費用は本人限定受取郵便の実費額

3 開示請求等の手数料に関する本市の方向性

現行の運用を維持し、行政文書の写しの作成及び送付等に要する費用のみ徴収する。

本市における個人開示請求については、請求者が自己情報を確認するものであり、受益ではないことから、手数料は無料とすることが適当であるという提言が平成 7 年 6 月に出されており、以降手数料は徴収していない。

現行の制度の中でも手数料は徴収できるものであるから、法の改正の趣旨としても、新たに徴収することができることを定めたものではない。

また、公文書開示請求制度との均衡を図るため、改正法施行後も現行の運用と同様の考えとする。

※ 政令市 20 市のうち、18 市が現行制度（手数料無料実費徴収）を維持することを検討中